

「鉛筆」及び「消せるボールペン」等，消すことができる筆記具によって記入された書類は受け付けることができません。

実地の経験及び技術に関する証明書

本籍	鹿児島 都道府県	現住所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
現職名	実習助手	氏名	桜島 次郎	
			昭和50年 4月 5日生	
就職，転勤，休・退職 年 月 日	勤務先	職名	業務内容	休・退職の理由
就職 平成9年4月1日	株式会社〇〇商船	機関士	船の維持管理，保守及び 技術的操作に関すること	
転職 平成15年4月1日	鹿児島県立△△高等学校	実習助手 (水産)	実習等について教諭の職務 の補助	
休職 平成20年6月3日～ 平成20年8月31日				病気休暇
※または 休職等該当事項なし				
技術に関する証明事項	民間企業における実地経験が豊富で， 教員として生徒を指導する能力及び機関士としての技量を十分に備えている。		上記資格に関し，技術が優秀である旨を記載すること。	
上記のとおり副申する。				
令和〇年 3月 31日		鹿児島県立〇〇高等学校 校長 ◆ ◆ ◆ ◆		公印
上記のとおり証明する。				
令和〇年 3月 31日		所轄庁		

休職等がある場合は，当該期間を記入すること。

休職等がある場合は，その理由を記入すること。

休職等がない場合は，「休職等該当事項なし」と記入すること。

勤務している
所属長の証明

- 所轄庁又は理事長の証明
- ・市町村立小・中・高等学校 → 所管する市町村教育委員会（教育長ではない。）
 - ・市町村立幼稚園・保育園・認定こども園 → 所管する所属長（課長等も可。）
 - ・県立高等学校・特別支援学校 → 証明不要
 - ・国立小・中学校・特別支援学校 → 大学の学長
 - ・私立幼・小・中・高等学校 → 学校法人の理事長
 - ・他県の市町村立小・中学校 → 所管する市町村教育委員会（教育長ではない。）
 - ・他県の県立高等学校・特別支援学校 → 所管する都道府県教育委員会（教育長ではない。）